

総合評価落札方式「インターンシップ、職場体験学習等の 受入れ実績」の証明資料（添付資料）について

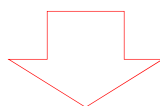
総合評価落札方式による建設工事及び建設工事関連業務委託における、評価項目「インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」について、提出された証明資料（添付資料）が不備・不足していることにより「0点」と判断せざるを得ない事案が発生しております。

総合評価落札方式のガイドラインに記載されている内容について、下表のとおり要約します。各各自でご準備されている証明資料（添付資料）の再確認をお願いいたします。

記載内容を証明する添付資料

「総合評価落札方式運用ガイドライン～運用編～」より

- (1) 受入れ実績が確認できるもの（学校長等印が押印された学校からの依頼文及び御礼状など（ただし、依頼文のみでは受入れ実績が確認できないので証明資料として扱うことはできない）、又は受入れ実績証明書（別記様式－3））
- (2) 現場での体験・実習内容が確認できるもの（受入れ企業が作成した業務日報等、学生の体験作文・レポート等、現場での代表的な状況写真（数枚）、新聞記事などから複数種類提出すること。）



	受入れ実績が確認できるもの	備考
①	学校からの依頼文（学校長等印の押印があるもの）及び 学校からの御礼状（学校長等印の押印があるもの） 又は、 受入れ実績証明書（別記様式－3）（学校長等印の押印があるもの）	依頼文と御礼状は、両方セットで提出すること
②	現場での体験・実習内容が確認できるもの 例：受入れ企業が作成した業務日報等 学生の体験作文・レポート等 現場での代表的な状況写真（数枚） 新聞記事	左の例を参考に、複数種類提出すること

【注意点】

1. 表中の①と②を**どちらも提出してください**。
 2. 依頼文と御礼状を証明資料とする場合は、**必ず両方セットで提出してください**。
 3. 「学校長等印の押印」を以って、実績を証明するものと判断します。
 4. そもそも学校から依頼文と御礼状のどちらか一方しかもらっていない場合、又は、どちらか一方を紛失した場合は、「受入れ実績証明書」を提出してください。
 5. 依頼文と御礼状を所有しているものの、**両方に**学校長等印が押印されていない場合は、「受入れ実績証明書」を提出してください。
 6. 依頼文や御礼状の宛名が企業名でない場合（例：「〇〇協会」あて、「各企業」あて）、各企業がインターンシップ等に関わっていることを証明する資料を提出してください（例：〇〇協会から各企業への依頼文、学校が作成した「各企業」の内訳など）。証明することが難しい場合は、「受入れ実績証明書」を提出してください。
 7. 学校ではなく、小・中・高校といった学校関係者で組織される協議会などから依頼文や御礼状をもらっている場合、当該組織の構成や規約等について証明する資料を添付してください。資料を準備できなければ、「受入れ実績証明書」を提出してください。
 8. インターンシップ等の受入れ期間や人数に定めはありませんので、提出する学生の体験作文やレポート等は1人分を1日分にかまいません。
- ※ **インターンシップ等の受入れ実績を間違いなく評価するために、「受入れ実績証明書」**
をご活用いただくことをおすすめします。

問合せ先：県土整備部 建設企画課 技術管理担当 TEL：023-630-2772
